

Contents

1. 【法改正】事業信託法改正案
2. 【コラム】ペット・動物の飼い主の責任について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【法改正】事業信託法改正案

1. 背景

シンガポールにおける事業信託制度は、2004年に新しいタイプのビジネススキームを可能にするために導入された。事業信託は、会社と信託の双方の要素を組み合わせたハイブリッドな構造になっているため、会社とほぼ同様の方法で事業運営がなされ、この点を踏まえ事業信託法(Business Trusts Act, Chapter 31A of Singapore)の規定の多くは、会社法(Companies Act, Chapter 50 of Singapore)の規定に準じている。

しかし、事業信託制度の制定以降、会社法の一部の条文は改正されている。また、事業信託と類似の制度である不動産投資信託(S-REIT)に関する規制や、証券先物法(Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore)の事業信託の規制に関する規定も改正されている。これらの点を踏まえ、シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore、「MAS」)は、事業信託法の改正を検討しており、2021年11月19日付けで市中協議文書(consultation paper)を公表してパブリックコメントの募集を行っている。

2. 改正点の概要

MASは、(i)2014年の会社法改正及び2017年の会社法改正の内容を踏まえ、事業信託法を会社法の関連規定に整合させること、(ii)事業信託のガバナンスを強化すること、(iii)事業信託に関する規制要件を合理化す

ること、及び(iv)事業信託法を事業信託に関連する証券先物法の規定に整合させること等を目的として、事業信託法の改正案を公表している。その概要は以下のとおりである。

(i) 会社法との整合

事業信託と会社との間には構造上多数の類似点があることから、事業信託法の規定の多くは会社法の規定を参照して制定されている。会社法に関しては、会社の事業や投資家の利益保護の観点から、効率的で透明性のある規制の枠組みを確保し、コンプライアンスに要する費用や規制遵守に関する負担を軽減するための改正がなされたため、MASは事業信託法についても同様の改正を行うことを提案している。会社法との整合性を図るための事業信託法の主な改正案は以下のとおりである。

- (A) 開示と信託管理 — (a)事業信託の最高経営責任者が事業信託に関する取引における自身の利益を開示すること、(b)非上場の登録事業信託が、事業信託の持分に関する情報を取得し維持すること、並びに(c)通知及び文書を電子的な方法で送信することに対して事業信託が黙示的又はみなし同意を行うことを要求すること。
- (B) 投資家の権利と投資主総会 — (a)法定の代表訴訟の範囲を裁判手続に加えて仲裁にも拡大すること、(b)裁判所が事業信託の清算に加えて、買収を命じることを可能にすること、(c)事業信託の投資主総会におけるpoll(議決権の保有割合に従って決議を行うこと)の請求基準の引き下げを行うこと、並びに(d)年次投資主総会及び事業信託の年次申告の期限の簡略化すること。
- (C) 監査人及び計算書類 — (a)計算書類に加えて別途作成が必要とされていた取締役会報告書に代えて、事業信託の計算書類における取締役会の意見で足りるとすること、(b)会計士法(Accountants Act, Chapter 2 of Singapore)と重複が生じていたことから、監査人の独立性に関する事業信託法の要件を削除すること、(c)会計基準審議会(Accounting Standards Council)の会計基準を遵守することを成文化すること、及び(d)上場登録事業信託の監査人が辞任する場合、MASの事前同意を必要とすること。
- (D) ガバナンス及び強制取得権 — (a)事業信託の信託管理人(trustee-manager)の役員又は代理人がその地位を不当に利用することを禁止すること、(b)法人に加えて個人も、事業信託の買収の際に強制的に反対投資家の持分を取得する権利を有することを明確にすること、及び(c)共同買収提案に関する事業信託法の新たな規定を設けること。

(ii) 事業信託のガバナンス強化

事業信託は、信託証書により組成される信託であり、独立した法人格を有しないという点において、不動産投資信託と構造的に類似しており、かつこれらの管理は通常外部に委託されている。

このような構造的な類似性を踏まえ、MASは不動産投資信託のガバナンス要件を参考にして、事業信託のガバナンス強化を提案している。

一例を挙げると、現行の事業信託法においては、事業信託の信託管理人は、事業信託の全投資家の議決

権の4分の3以上を保有する投資家が投資主総会に出席し、承認することによってのみ解任することができる」とされているところ、不動産投資信託の管理人の解任に必要な議決権の割合が低いことに合わせて、事業信託法を改正し、事業信託法における解任要件を過半数に引き下げることが提案されている。

(iii) 規制要件の合理化

現行法においても一定の種類の実業信託については特定の規定の適用が除外されているところ、MASは、規制上の負担を軽減し、事業信託制度の効率的な運用を可能にするために、事業信託に対する一定の規制を改正することを提案している。

書面決議による決議 — 企業の意思決定を容易にし、規制上の負担を軽減するために、書面決議を可能にするよう改正することが提案されている。これにより、非上場事業信託等、投資家の数が少ない事業信託の信託管理人が、書面決議により投資家の承認を得ることが可能となる。したがって、事業信託法について、書面決議に関する会社法の関連規定と整合させるために改正されることが提案されている。

清算済みの事業信託の登録抹消 — 現行法上、登録事業信託が事業信託法第45条第1項により解散された場合、信託管理人は、事業信託法第51条の規定に基づき、当該事業信託の登録抹消を別途申請する必要がある。改正後の事業信託法第52A条は、MASが事業信託の信託管理人又は清算人からの清算終了通知を受領した場合、事業信託の登録抹消手続を進めることができる旨定めている。これにより、信託管理人が事業信託の登録抹消を別途申請する必要がなくなる。

(iv) その他の変更

その他、(a)事業信託法の明確化のための改正、(b)証券先物法の関連する規定と整合させるための改正、及び(c)会社法改正のと整合させるためのその他の改正も、市中協議文書において提案されている。

3. その他の情報

市中協議文書及びその付属文書は、以下のリンクから入手できる。

<https://www.mas.gov.sg/publications/consultations/2021/consultation-paper-on-proposed-amendments-to-the-business-trusts-act>

市中協議文書へのパブリックコメントは以下のリンクから提出できる。

<https://form.gov.sg/6194a47fed7a350012c79620>

弁護士	鈴木 洋介
弁護士	Henry Tan

2. 【コラム】ペット・動物の飼い主の責任について

本稿では、ペット(特に犬などの大型動物)・動物の飼い主に求められる注意義務について、特に飼い主の飼っているペット・動物が他人に怪我や損害を加えた場合の飼い主の責任についての裁判例を紹介する。



出典: Matthias Zomer、[pexels](#)

Christopher Whippey v Andrew Michael Jones[2009]EWCA Civ 452 事件は、道路を走っていた原告が放し飼いにされていた被告のグレート・デーン(大型犬)と遭遇した結果、原告は斜面を転げ落ち、足首を骨折したという事案である。原告は、被告のペットの扱い方に過失があったとして、原告の怪我については被告に責任があると主張したが、裁判所は被告には過失がないと判断した。本件で裁判所は、原告に生じた怪我(損害)が、被告が損害の発生を防ぐための予防策を講じていなかった(ペットを鎖で繋いでいなかった)ために生じたものであると言えるかどうか重要であると述べた上、グレート・デーンは一般的に他者に身体的な危害を加える傾向がなく、おとなしい犬種であることなどから、原告の怪我は被告がペットを放し飼いにしていたことが原因になったとは考えられないと判示した。

動物が飼い主の管理下から逃げた場合はどうか。*Mirvahedy v Henley and another*[2003]UKHL 16 事件は、馬が飼い主の元から逃げ出しパニック状態となって車に衝突し、車の運転手が負傷したケースにおいて、運転手が馬の飼い主に過失があったとして損害の賠償を請求した事案である。本件では、飼い主は馬が逃げた場合に他人に損害を与えることがあることを十分に理解した上で、あえて危険を冒して馬を飼育していたことなどを理由に、飼い主の損害賠償責任が認められている。

上記の裁判例から分かることは、ペット・動物が脱走した場合、そのペット・動物が脱走した場合に他人が怪我をする可能性があることを飼い主が認識しているような場合には、飼い主が責任を問われるリスクがある一方で、損害の発生が当該ペット・動物が通常有する性質や取扱い方法とは無関係に損害が発生したような場合、飼い主は責任を問われない場合もあるということである。飼い主は、それぞれのペット・動物に応じた注意を払って管理することが重要である。

弁護士	<u>山本 純代</u>
弁護士	<u>Varsha Krishnan</u>

-
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP) は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。

 - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 長田 真理子 (mariko.nagata@amt-law.com)
弁護士 レオン ライアン (leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 デイビッド オン (david.ong@amt-law.com)
弁護士 アデリア オン (adalia.ong@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。